

第 1 回

株式会社インテリックスホールディングス 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年 8 月 27 日 (木) 午前 10 時

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額決定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額決定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

インターネット等及び書面による議決権行使期限

2026年 8 月 26 日 (水) 午後 6 時

In+elleX

株式会社 インテリックスホールディングス

(証券コード：463A)

(証券コード463A)

2026年8月7日

(電子提供措置開始日2026年8月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町3番2号

株式会社インテリックスホールディングス

代表取締役社長 俊 成 誠 司

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.intellex-hd.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/463A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インテリックスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「463A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第1期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2025年12月1日から2026年5月31日までであります。当連結会計年度は2025年6月1日から2026年5月31日までであります。
2. 第1期（2025年12月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額決定の件
第4号議案 監査役の報酬額決定の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

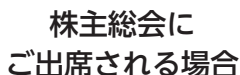
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



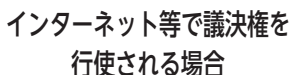
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

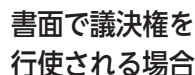
2026年8月27日（木曜日）
午前10時



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として
 お取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決
 権行使としてお取り扱いいたします。

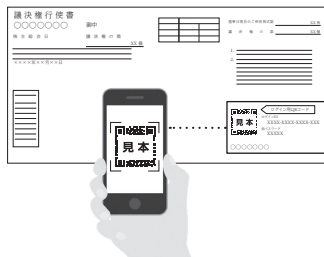
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

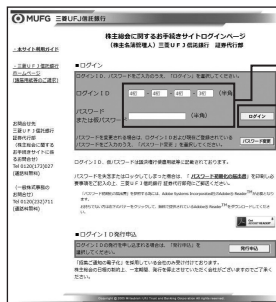
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	やま もと たく や 山 本 卓 也	再 任	取締役会長	89% 8／9回
2	とし なり せい じ 俊 成 誠 司	再 任	代表取締役社長	100% 9／9回
3	なか はらい かず なり 中 拂 一 成	再 任	取締役 財務部長 兼 業務管理統括部長	100% 9／9回
4	むら き てつ た ろ う 村 木 徹 太 郎	再 任 社 外 独 立	社外取締役	100% 9／9回
5	とみ た なお こ 冨 田 尚 子	再 任 社 外 独 立	社外取締役	100% 9／9回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	やまもとたくや 山本卓也 (1954年3月17日生) 再任	1995年 7 月 株式会社インテリックス設立 1997年 1 月 同社代表取締役社長 2003年 4 月 株式会社イーアライアンス 代表取締役 2020年 8 月 株式会社インテリックス 代表取締役会長 2022年 2 月 株式会社リコシス 代表取締役社長 2022年 8 月 株式会社インテリックス 取締役会長(現任) 2023年 5 月 株式会社イーアライアンス 代表取締役(現任) 2025年12月 当社取締役会長(現任) 2026年 6 月 株式会社リコシス 代表取締役会長(現任) 重要な兼職状況 株式会社イーアライアンス 代表取締役 株式会社リコシス 代表取締役会長	20,600株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、1995年に株式会社インテリックスを創業して以来、常に優れた先見性と強力なリーダーシップで当社グループを牽引し、その発展に大きく貢献してまいりました。同氏の豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	とし なり せい じ 俊 成 誠 司 (1979年4月13日生) 再 任	2011年 1 月 株式会社インテリックス入社 2015年 1 月 同社執行役員ソリューション事業部長 2015年 4 月 株式会社インテリックスプロパティ 取締役(現任) 2017年 8 月 株式会社インテリックス 取締役 執行役員ソリューション事業部長 2018年 1 月 株式会社インテリックス信用保証 (現株式会社再生住宅パートナー) 取締役(現任) 2019年 8 月 株式会社インテリックス 代表取締役副社長 ソリューション事業部、リレーション事業部、事業戦略部担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌 2019年11月 株式会社F L I E 取締役(現任) 2020年 8 月 株式会社インテリックス 代表取締役社長(現任) 株式会社インテリックス空間設計 代表取締役社長 2021年 1 月 株式会社イーアライアンス 代表取締役 2023年 6 月 株式会社インテリックス空間設計 取締役(現任) 2025年10月 株式会社インテリックス神戸みなと 取締役(現任) 2025年12月 当社代表取締役社長(現任) 重要な兼職状況 株式会社インテリックス 代表取締役社長	31,600株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2017年8月の株式会社インテリックス取締役就任以来、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしてまいりました。2025年12月には当社代表取締役社長に就任し、更なる企業価値の向上に向けて、中期経営計画《Renovation Forward 31》の策定及び実行を指揮しております。その経営者としての豊富な経験によって培われた優れたリーダーシップと強い推進力は、当社グループの持続的成長と更なる飛躍のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	なか はらい かず なり 中 拂 一 成 (1971年2月19日生) 再 任	2003年 1 月 株式会社インテリックス入社 2018年 6 月 同社執行役員管理部門財務部長兼業務管理部長 2019年 6 月 同社執行役員管理部門担当兼財務部長兼業務管理部長 2022年 4 月 株式会社リコシス 執行役員財務経理部長兼企画開発部長 2023年 6 月 株式会社インテリックス 執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長 株式会社リコシス 執行役員財務経理部長 2023年 7 月 株式会社インテリックスプロパティ 取締役(現任) 2023年 8 月 株式会社インテリックス 取締役 執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長 2024年 8 月 同社取締役 執行役員コーポレート部門担当兼財務部長 2025年 6 月 同社取締役 執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼業務管理部長 2025年12月 当社取締役 財務部長兼業務管理統括部長(現任) 株式会社インテリックス 取締役 執行役員兼業務管理部長 2026年 4 月 株式会社インテリックス神戸みなと 取締役(現任) 2026年 6 月 株式会社インテリックス 取締役 常務執行役員兼業務管理部長(現任)	6,700株
		【取締役候補者とした理由】	
		同氏は、これまで経営管理部門での豊富な経験・知識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び経営管理部門全般における業務執行の監督等に十分な役割を果たしてまいりました。その豊富な経験と高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
4	むら き てつたろう 村 木 徹太郎 (1965年3月17日生) 再 任 社 外 独立役員	1991年 7 月 スイス銀証券会社東京支店(現ＵＢＳ証券株式会社) 入社 1996年 9 月 世界銀行グループ入行 2001年 6 月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール)ＭＰ Ａ取得 2002年 5 月 イデアキャピタル株式会社 代表パートナー 2003年 7 月 株式会社産業再生機構入社 マネージングディレク ター 2004年 5 月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼執行役 最高財務 責任者(ＣＦＯ) 2007年 9 月 株式会社東京証券取引所グループ入社 経営企画部 企画統括役 2009年 5 月 株式会社ＴＯＫＹＯ Ａ Ｉ Ｍ取引所 代表取締役社長 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 専務執行 役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長 2016年 3 月 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役(現任) 2017年 8 月 株式会社インテリックス 社外取締役 2025年12月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、国内外の金融・投資分野に加え、事業再生及び企業経営において卓越した実績を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社グループの持続的成長及び企業価値向上に向けた経営戦略やコーポレート・ガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
5	とみ た なお こ 富 田 尚 子 (1964年8月3日生) 再 任 社 外 独立役員	1988年 4 月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険株式会社)入 社 1994年 1 月 トーマツ／デロイト&トウシュ LLP, NY 入所 1997年 2 月 興銀インベストメント株式会社 入社 1999年12月 株式会社クレイフィッシュ 取締役 最高財務責任者 2001年 9 月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・ インク ディレクター 2003年 8 月 株式会社産業再生機構 プロフェッショナル・オフィ ス シニアマネージャー 2004年 9 月 株式会社オーシーシー 社外取締役 2007年 4 月 株式会社バンダイナムコホールディングス エグゼク ティブ・アドバイザー 2015年 8 月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社 シニア・ディレクター 2016年 7 月 金融庁 監督局総務課主任専門検査官 兼 監督調査室 調査企画第2課長補佐 金融研究センター管理官 2019年12月 DNX Ventures Chief Financial Officer 2021年12月 株式会社WHI Holdings 社外取締役 監査等委員(現 任) 2022年 8 月 株式会社インテリックス 社外取締役 2024年 5 月 株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員(現任) 2024年10月 Y&N Management株式会社 代表取締役(現任) 2025年 4 月 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授(現任) 2025年12月 当社社外取締役(現任) 2026年 3 月 株式会社インフォマート 社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授 株式会社インフォマート 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、金融、投資、事業再生及び企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これ らの経験と知見を活かし、今後も当社グループの持続的成長及び企業価値向上に向けた経営戦略やコ ーポレート・ガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、引き続き社 外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村木徹太郎氏及び富田尚子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村木徹太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8ヶ月となります。
4. 富田尚子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8ヶ月となります。
5. 当社は、村木徹太郎氏及び富田尚子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。
6. 当社は、村木徹太郎氏及び富田尚子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 富田尚子氏の戸籍上の氏名は富田尚子であります。
8. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。
9. 各候補者が所有する当社の株式の数は、2026年5月31日現在の株式数を記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 鶴田豊彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
おお した よし ひろ 大 下 良 仁 (1986年1月24日生) 新任 社外 独立	2012年 1 月 大分地方裁判所 判事補任官 2015年 4 月 二重橋法律事務所(現 祝田法律事務所)入所 2017年 4 月 東京地方裁判所 判事補 2019年 4 月 弁護士登録 2020年 4 月 弁護士法人琴平総合法律事務所入所 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外 監査役 2022年 3 月 太洋物産株式会社 社外取締役 2022年12月 太洋物産株式会社 社外取締役 監査等委員(現任) 2023年12月 善国寺坂法律事務所 設立 パートナー弁護士(現任) 2024年 8 月 株式会社ラックランド 社外取締役 監査等委員(現任) 2025年12月 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外 取締役(現任) 2026年 6 月 オリエンタルチエン工業株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任)	一株
	重要な兼職状況 善国寺坂法律事務所 パートナー弁護士 太洋物産株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ラックランド 社外取締役 監査等委員 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外取締役 オリエンタルチエン工業株式会社 社外取締役 監査等委員	
	【社外監査役候補者とした理由】	
	同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、裁判官及び弁護士として豊富な経験と知識を有しております。その知見や見識を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、新任の社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大下良仁氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大下良仁氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

4. 大下良仁氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。
6. 「所有する当社の株式の数」については、2026年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

<ご参考>

取締役・監査役のスキルマトリックス

取締役会が適時、適切な意思決定を行い、かつ実効性の高い監視、監督機能を発揮すべく、現時点の取締役会にとって重要と考えるスキルを①企業経営、②当社事業・業界経験、③財務・会計・ファイナンス、④法務・リスクマネジメント、⑤ESGサステナビリティの5つを定義しております。

上記5つのスキルについて、取締役・監査役（候補者を含む）が現在有し、特に発揮することが期待されるスキルの一覧は下表のとおりです。

2026年8月27日 定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）

氏 名	当社における地位	企業経営	当社事業・ 業界経験	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	ESGサステ ナビリティ
山 本 卓 也	取 締 役 会 長	●	●			●
俊 成 誠 司	代表取締役社長	●	●			●
中 拂 一 成	取 締 役	●	●	●		
村 木 徹太郎	取 締 役(社外)	●		●	●	
富 田 尚 子	取 締 役(社外)	●		●	●	
北 村 章	常 勤 監 査 役(社外)	●	●			
矢田堀 浩 明	監 査 役(社外)			●	●	●
大 下 良 仁	監 査 役(社外)				●	

（注）1. 各人の有するスキルのうち主なもの最大3つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

2. 役付取締役は本総会終了後の取締役会にて、常勤監査役はその後の監査役会にて決定する予定です。

第3号議案 取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条（1）により、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間において適用されるものであるため、同報酬等の額について、改めてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の額につきましては、これまでと同額の年額300百万円以内といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案の内容は、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「2.(3)③イ. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本議案の内容は、当該決定方針に照らしましても相当であると判断しております。

なお、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり可決されると、同じく取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

第4号議案 監査役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、当社定款附則第4条により、年額50百万円以内と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間において適用されるものであるため、同報酬等の額について、改めてご承認をお願いするものであります。

当社の監査役の報酬等の額につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案したうえで相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたしたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名であり、第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり可決されると、同じく監査役は3名となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条（1）に定める報酬額とは別枠で、当社定款附則第2条（2）において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は、年額100百万円以内とし、割り当てる株式数の上限を年5万株以内と定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）に係る報酬等の額につきまして、第3号議案「取締役の報酬額決定の件」で提案させていただく取締役の報酬枠とは別枠として、改めてご承認をいただきたいと存じます。

対象取締役へ当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として相当と考えられる金額として、対象取締役の本譲渡制限付株式に係る報酬等の額を引き続き年額100百万円以内（割り当てる株式数の上限は年5万株以内）といたしたいと存じます。

本議案の内容は、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「2.(3)③イ．役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本議案の内容は、当該決定方針に照らしましても相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は3名ですが、本総会で第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、同じく5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 本譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる当社普通株式の総数5万株を、各事業年度において割り当てる本譲渡制限付株式の上限とします。

但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該本譲渡制限付株式の上限数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と本譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社又は当社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株数について、当該組織再編の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

<ご参考>

当社は、本定時株主総会において、本制度の導入に係る本議案が承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結後に、当社の幹部社員並びに当社の子会社の業務執行取締役及び幹部社員（以下、「幹部社員等」といいます。）にも、上記と同様の本制度を適用する予定です。その場合、本年8月以降に開催予定の取締役会において決議のうえ、対象取締役及び幹部社員等に対して、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上

事業報告

(2025年12月1日から)
(2026年5月31日まで)

当社は、2025年12月1日に単独株式移転により設立され、株式会社インテリックスの完全親会社となりました。これに伴う連結範囲については、従前の連結範囲から実質的な変更はありません。なお、連結計算書類は株式会社インテリックスの連結計算書類を引き継いで作成しているため、当連結会計年度は2025年6月1日から2026年5月31日までとなります。

また、前連結会計年度との比較を行っている項目については、株式会社インテリックスの前連結会計年度の実績との比較により記載しております。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年6月1日～2026年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、金利上昇や物価高の継続に加え、中東情勢の緊迫化などの地政学リスクもあり、先行き不透明な状況が続きました。

東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によりますと、首都圏の中古マンション市場は、成約価格が2026年5月において2024年10月以来19カ月ぶりに前年同月を下回ったものの、成約件数は当該期（2025年6月～2026年5月）において前年同期を18.6%上回り、引き続き堅調に推移いたしました。

当社グループでは、リノベーション事業分野におけるリノヴェックスマンションの販売件数が1,043件と前期をわずかに下回ったものの、不動産価格の上昇及び仕入エリア戦略が奏功し、平均販売価格が3,824万円で前期比30.1%上昇したことにより、物件販売の売上高は同29.3%増となりました。加えて、リノベーション内装事業の売上高も同23.6%増と伸長しました。一方、ソリューション事業分野におきましては、一棟収益物件等の売却、パートナー共同事業によるプロジェクト収益、リースバック物件の信託受益権売却、不動産小口化商品の販売等における売上高は同43.0%増となりました。加えてホテル事業における売上高も同5.7%増と堅調に推移しております。その結果、連結売上高は同30.5%増となりました。

利益面では、リノヴェックスマンション販売の増益に加え、パートナー共同事業の利益寄与等により、連結売上総利益は同16.9%増となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費が同12.7%増加したものの、売上総利益の増加によりこれを吸

収し、同26.7%増となりました。経常利益は、積極的な物件取得に伴う有利子負債の増加により、支払利息をはじめとする営業外費用が同54.7%増加したものの、同8.3%増となりました。

また、当社グループは、今後の成長基盤の強化を目的として、独立系の住宅ローンの保証会社として保証債務残高トップの全国保証株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を実施いたしました。これにより、当社は同社の持分法適用会社（持株比率20.55%）となりました。本提携は、不動産売買プラットフォームであるF L I E事業のサービス拡充、物件仕入チャネルの多角化など、事業シナジー創出に資する重要な取り組みであると考えております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は前期比30.5%増の584億71百万円となり、営業利益は同26.7%増の30億23百万円、経常利益は同8.3%増の23億46百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同0.5%増の16億75百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（リノベーション事業分野）

当事業分野における物件販売の売上高は、リノヴェックスマンションの平均販売価格の上昇により、400億3百万円となりました。また、同事業分野における賃貸収入の売上高は、1億52百万円となりました。そして、同事業分野におけるその他収入の売上高は、リノベーション内装事業、F L I E事業の増収寄与により、30億52百万円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は432億8百万円、営業利益は各事業の寄与により19億14百万円となりました。

（ソリューション事業分野）

当事業分野における物件販売の売上高は、一棟収益物件等の売却に加え、パートナー共同事業、リースバック物件の流動化、不動産小口化商品の販売等により、126億5百万円となりました。また、同事業分野における賃貸収入の売上高は、10億68百万円となりました。そして、同事業分野におけるその他収入の売上高は、ホテル事業等により、15億88百万円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は152億62百万円、営業利益は20億98百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、30億33百万円で、その主なものは、賃貸用不動産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、全国保証株式会社を割当先とした第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行い、18億23百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2023年5月期)	第 29 期 (2024年5月期)	第 30 期 (2025年5月期)	第 1 期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売 上 高 (百万円)	41,236	42,702	44,793	58,471
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	100	414	1,667	1,675
1株当たり当期純利益 (円)	11.65	50.04	206.54	196.64
総 資 産 (百万円)	45,629	40,710	52,663	64,442
純 資 産 (百万円)	11,774	11,872	13,621	16,801
1株当たり純資産額 (円)	1,403.89	1,479.04	1,650.38	1,657.13

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当社は設立第1期であるため、参考として、第28期から第30期までの株式会社インテリックスの連結会計年度における数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インテリックス	2,253百万円	100.0%	不動産売買・不動産賃貸業・不動産コンサルティング
株式会社インテリックス空間設計	20百万円	100.0%	内装工事の企画・設計・施工
株式会社インテリックスプロパティ	60百万円	100.0%	不動産の管理業・収益不動産の販売・賃貸
株式会社再生住宅パートナー	100百万円	100.0%	不動産パートナー共同事業
株 式 会 社 F L I E	10百万円	100.0%	不動産売買プラットフォームの運営
株 式 会 社 リ コ シ ス	80百万円	100.0%	省エネルギーソリューションの開発及びフランチャイズ事業
株式会社インテリックス神戸みなど	100百万円	80.0%	不動産売買・不動産賃貸業・不動産仲介業

(注) 1. 2025年10月1日付で株式会社インテリックス神戸みなどを設立いたしました。

2. 株式会社インテリックスプロパティは、2025年10月7日付で50百万円の増資を行いました。

3. 株式会社インテリックス空間設計は、2026年5月8日付で株式会社TEI Japanを吸収合併いたしました。

4. 株式会社リコシスは、議決権のない優先株式等の種類株式を発行しております。議決権比率については、議決権のない優先株式等の種類株式を除いて算出しております。

5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次の通りであります。

特定完全子会社の名称	株式会社インテリックス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区桜丘町3番2号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	12,144百万円
当社の総資産額	14,686百万円

(4) 対処すべき課題

当社は、2025年12月に単独株式移転により株式会社インテリックスの完全親会社として設立され、グループとしてホールディングス体制へ移行いたしました。これにより、グループ全体の経営資源をより機動的かつ効果的に活用し、成長投資の推進、事業ポートフォリオの拡充、ガバナンスの強化を通じて、持続的な企業価値向上を目指す体制を整えております。また、2026年1月には、2031年5月期を最終年度とする中期経営計画《Renovation Forward 31》を公表し、次の成長ステージに向けた取り組みを本格的に開始しております。同計画では、2031年5月期に売上高800億円、経常利益35億円、ROE11.2%の達成を目標に掲げ、フロービジネスとストックビジネスの収益基盤を一層強化するとともに、両ビジネスの成長を加速させるイノベーションを融合した「三位一体」の経営を推進してまいります。

当社グループは、リノベーション業界を切り拓いてきたパイオニアとしての実績と知見を強みに、既存住宅の価値向上、住まいの選択肢の拡大、資源の有効活用など、将来の社会が求める価値を提供し続けることで、持続的な成長機会を取り込んでまいります。今後も、変化する社会・経済環境を的確に捉え、社会課題の解決と収益力の向上を両立させるとともに、グループ経営基盤の強化と事業領域の拡大を進め、「つぎの価値」を創造する『リノベーション・インフラ企業』として、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2026年5月31日現在）

当社グループは、主に首都圏エリア（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及び、札幌、仙台、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各地域において、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、高品質な内装を施し、「リノヴェックスマンション」として販売しております。（「リノヴェックス」は当社の登録商標です。）毎年マンションストックが増加する中、中古マンションに「リノベーション（再生）」という新たな価値を付加することにより、中古マンションの円滑な流通を促進することを目的としております。

具体的なビジネスの流れといたしましては、中古マンションを主に個人の方から、不動産仲介会社を通じて、一戸単位で当社が仕入れ、その後、最適なりノベーション（再生）プランを作成し、子会社である株式会社インテリックス空間設計で高品質なりノヴェックス内装を施した上で、再度、不動産仲介会社を通じて一般のお客様に販売しております。仕入及び販売に際しては、主として大手不動産仲介会社及び各地域の不動産仲介会社とのネットワークを通じて展開しております。

当社グループが提供する「リノヴェックスマンション」の特長は、従来から流通している中古マンションのようなリフォーム（表面的な内装）に止まらず、物件の状態に応じて、間取りの変更や目に見えない給排水管の交換等に至るまで老朽化・陳腐化した箇所を更新しリノベーション（再生）することにより、商品価値を高めて販売する点にあります。施工した全ての物件に対しては、部位別に、工事の内容に応じて、最長20年の「アフターサービス保証」を付けており、購入時に抱える不安要素（永住性や資産性など）を払拭し、顧客満足度の高い住宅の供給を行っております。

また、収益不動産の売買及び賃貸事業やリースバック事業、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売事業、不動産パートナー共同事業、ホテル等の宿泊事業並びにリノベーション内装の請負事業等を営んでおります。

事業区分	事業内容
リノベーション事業分野	・中古マンション・戸建の再生販売・賃貸・仲介事業 ・リノベーション内装事業 ・F L I E（不動産売買プラットフォーム）事業
ソリューション事業分野	・その他不動産事業（一棟、土地等）の開発・販売・賃貸・管理・仲介事業 ・リースバック事業 ・不動産パートナー共同事業 ・アセットシェアリング事業 ・ホテル等の宿泊事業

(6) 主要な営業所（2026年5月31日現在）

当 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 イ ン テ リ ッ ク ス	本社・渋谷本店：東京都渋谷区 札幌店：札幌市中央区、仙台店：仙台市青葉区 横浜店：横浜市中区、名古屋店：名古屋市中区 大阪店：大阪市北区、京都事業所：京都市下京区 広島店：広島市中区、福岡店：福岡市中央区
株式会社インテリックス空間設計	本社：東京都目黒区、渋谷店：東京都渋谷区 横浜店：横浜市中区、青山店：東京都渋谷区
株式会社インテリックスプロパティ	本社：東京都渋谷区
株式会社再生住宅パートナー	本社：東京都中央区、大阪店：大阪市中央区
株 式 会 社 F L I E	本社：東京都中央区、大阪店：大阪市北区 札幌店：札幌市中央区、福岡店：福岡市中央区
株 式 会 社 リ コ シ ス	本社：東京都中央区
株式会社インテリックス神戸みなと	本社：神戸市中央区

(7) **使用人の状況**（2026年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
リノベーション事業分野	237名
ソリューション事業分野	42名
全社（共通）	39名
合 計	318名

（注）1．使用人数は就業人数であり、パート職員は、その重要性が低いため記載を省略しております。

2．設立初年度のため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
35名	39.4歳	9.2年

（注）1．平均勤続年数については、子会社からの出向者の通算の勤続年数を含めております。

2．設立初年度のため、前事業年度末との比較は行っておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,189百万円
株式会社三井住友銀行	5,066
株式会社りそな銀行	2,930
第一勧業信用組合	2,227
城北信用金庫	2,034

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年5月31日現在）

① 発行可能株式総数 17,500,000株

② 発行済株式の総数 10,182,100株

（注）2026年3月17日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は1,250,000株増加しております。

③ 株主数 5,811名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ー ア ラ イ ア ン ス	3,679,400株	36.89%
全 国 保 証 株 式 会 社	2,050,000	20.55
インテリックス従業員持株会	213,700	2.14
A G キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	142,300	1.43
鈴 木 智 博	106,200	1.06
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	99,000	0.99
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD.	77,500	0.78
内 藤 征 吾	67,500	0.68
宇 藤 秀 樹	63,500	0.64
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	60,600	0.61

（注）1. 自己株式（208,609株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式（208,609株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
取 締 役 会 長	山 本 卓 也	株式会社リコンス 代表取締役社長 株式会社イーアライアンス 代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	俊 成 誠 司	株式会社インテリックス 代表取締役社長
取 締 役	中 拂 一 成	財務部長 兼 業務管理統括部長
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エйм 代表取締役
取 締 役	富 田 尚 子	株式会社WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授 株式会社インフォーマット 社外取締役
常 勤 監 査 役	鶴 田 豊 彦	
監 査 役	北 村 章	
監 査 役	矢 田 堀 浩 明	フリービット株式会社 社外監査役 愛光監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役村木徹太郎氏及び富田尚子氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役北村章氏及び矢田堀浩明氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役矢田堀浩明氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、補償契約及び役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、取締役会において下記方針につき決議しております。当該決議に際しては、独立社外取締役が議長を務める指名報酬委員会の審議を経ております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針と整合していること及び決定された報酬等が指名報酬委員会における審査、評価を経たものであることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

- ・基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、常勤、非常勤の別、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・役員賞与は、対象取締役に対する現金賞与で、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益（役員賞与計上前の連結経常利益の額）の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・株式報酬は、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。

社外取締役に対する報酬につきましては、客観的視点での経営判断の妥当性、監督等を適切に行うため、独立性の確保を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、各取締役の報酬の額は、独立社外取締役が議長を務める「指名報酬委員会」において審議のうえ、取締役会で決定しております。

各監査役に対する報酬につきましては、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬のみとしております。また、各監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を勘案し、監査役の協議により決定しております。

ロ. 報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額（千円）			報酬等の総額 （千円）
		固定報酬	役員賞与 （業績連動報酬等）	株式報酬 （業績連動報酬等） （非金銭報酬等）	
取締役 （うち、社外取締役）	5名 （2）	40,704 （3,024）	—	3,453 （—）	44,157 （3,024）
監査役 （うち、社外監査役）	3名 （2）	7,344 （2,544）	—	—	7,344 （2,544）
合計 （うち社外役員）	8名 （4）	48,048 （5,568）	—	3,453 （—）	51,501 （5,568）

- （注）1. 当事業年度末現在の人員数は取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型の報酬である役員賞与及び株式報酬に係る業績指標は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を選定しております。なお、連結経常利益の実績は、36頁「連結損益計算書」に記載のとおりです。
4. 役員賞与は業務執行取締役に対する現金賞与であり、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益（役員賞与計上前の連結経常利益の額）の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
5. 上記「役員賞与」の額には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
6. 株式報酬は、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。また、上記「株式報酬」の額には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
7. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、2025年12月1日に制定した定款附則第2条において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と定めております。当該定款制定時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役2名）であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、2025年12月1日に制定した定款附則第2条において、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を年額100百万円以内（割り当てる株式数の上限は年5万株以内）と定めております。当該定款制定時点の対象となる取締役の員数は3名であります。

8. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬限度額は、2025年12月1日に制定した定款附則第4条において年額50百万円以内と定めております。当該定款制定時点の監査役の員数は、3名であります。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は1,392千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先及び当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エიმ 代表取締役
取 締 役	富 田 尚 子	株式会社WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員 Y&N Management株式会社 代表取締役 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授 株式会社インフォーマット 社外取締役
監 査 役	矢 田 堀 浩 明	フリービット株式会社 社外監査役 愛光監査法人 代表社員

（注）社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (独立役員)	村 木 徹 太 郎	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
取締役 (独立役員)	富 田 尚 子	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
監査役 (独立役員)	北 村 章	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席し、また監査役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
監査役 (独立役員)	矢 田 堀 浩 明	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席し、また監査役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、書面決議を1回行っております。

(注) 当社の設立の日である2025年12月1日から2026年5月31日までの活動状況であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

また、当社は、継続的な物件取得に加え、M&Aを含む成長投資を通じた企業価値の向上を優先課題と位置付ける一方で、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。

剰余金の配当につきましては、配当性向30%前後を目安とし、財務の健全性、成長投資に係る資金需要及び事業環境等を総合的に勘案のうえ、継続的かつ安定的な配当の実施に努めてまいります。

なお、業績の変動局面においても、安定的な配当水準の維持に配慮し、株主還元の充実に努めてまいります。

2026年5月期の期末配当金につきましては、当期の好調な業績結果を踏まえ、期初予想から1円増配し1株当たり24円の普通配当とさせていただきました。これにより、当社設立前の株式会社インテリックス（現連結子会社）が実施した2026年5月期中間配当金23円を含めた年間配当金は1株当たり47円となり、配当性向は23.9%となりました。

.....
本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,731,456	流 動 負 債	28,983,546
現 金 及 び 預 金	6,220,455	買 掛 金	898,865
売 掛 金	508,388	短 期 借 入 金	21,072,882
販 売 用 不 動 産	37,412,340	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	248,000
前 渡 金	1,003,859	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,315,377
そ の 他	587,958	未 払 法 人 税 等	371,372
貸 倒 引 当 金	△1,546	契 約 負 債	245,093
		アフターサービス保証引当金	41,520
固 定 資 産	18,711,092	そ の 他	1,790,436
有 形 固 定 資 産	15,887,187	固 定 負 債	18,657,734
建 物 及 び 構 築 物	4,606,964	社 債	646,000
土 地	11,213,090	長 期 借 入 金	17,477,302
リ ー ス 資 産	18,077	資 産 除 去 債 務	94,751
建 設 仮 勘 定	19,798	そ の 他	439,680
そ の 他	29,256	負 債 合 計	47,641,280
無 形 固 定 資 産	47,194	純 資 産 の 部	
そ の 他	47,194	株 主 資 本	16,460,469
投 資 そ の 他 の 資 産	2,776,710	資 本 金	1,046,125
投 資 有 価 証 券	1,651,451	資 本 剰 余 金	5,279,053
繰 延 税 金 資 産	348,826	利 益 剰 余 金	10,329,505
そ の 他	778,616	自 己 株 式	△194,214
貸 倒 引 当 金	△2,183	その他の包括利益累計額	66,936
		その他有価証券評価差額金	66,936
		非 支 配 株 主 持 分	273,862
資 産 合 計	64,442,549	純 資 産 合 計	16,801,268
		負 債 純 資 産 合 計	64,442,549

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	58,471,441
売上原価	49,153,983
販売総利益	9,317,458
営業費及び一般管理費	6,293,531
営業外利益	3,023,926
受取利息及び配当金	16,911
違約金収入	23,349
補助金収入	134,709
匿名組合投資利益	156,229
その他の	30,905
営業外費用	362,104
支払利息	761,358
支払手数料	173,245
その他の	105,137
経常利益	1,039,741
特別利益	2,346,289
固定資産売却益	70,562
税金等調整前当期純利益	70,562
法人税、住民税及び事業税	820,335
法人税等調整額	△75,253
当期純利益	2,416,852
非支配株主に帰属する当期純損失	1,671,770
親会社株主に帰属する当期純利益	△4,137
	1,675,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,621,037	流 動 負 債	230,298
現 金 及 び 預 金	1,465,001	未 払 金	139,598
前 払 費 用	48,084	未 払 費 用	7,955
そ の 他	107,951	未 払 法 人 税 等	43,748
固 定 資 産	13,065,348	そ の 他	38,996
有 形 固 定 資 産	276	負 債 合 計	230,298
建 物	276	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	5,940	株 主 資 本	14,456,086
そ の 他	5,940	資 本 金	1,046,125
投 資 そ の 他 の 資 産	13,059,131	資 本 剰 余 金	13,527,907
投 資 有 価 証 券	300,000	資 本 準 備 金	950,125
関 係 会 社 株 式	12,439,232	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,577,782
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	300,000	利 益 剰 余 金	76,268
繰 延 税 金 資 産	19,745	そ の 他 利 益 剰 余 金	76,268
そ の 他	153	繰 越 利 益 剰 余 金	76,268
資 産 合 計	14,686,385	自 己 株 式	△194,214
		純 資 産 合 計	14,456,086
		負 債 純 資 産 合 計	14,686,385

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年12月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
営業	業	業	収	費		553,904
						367,608
営業	業	業	利	益		186,295
営業	受	取	の	利	息	1,398
						180
営業	業	外	費	付	他	57,777
						3,191
特	経	常	利	益		60,968
						126,905
特	別	損	失			9,999
						9,999
	税	引	前	当	期	116,905
	法	人	税	等	調	60,381
						△19,745
	当	期	純	利	益	40,636
						76,268

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 7 月22日

株式会社インテリックスホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鬼 柳 陽 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテリックスホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテリックスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月22日

株式会社インテリックスホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鬼 柳 陽 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリックスホールディングスの2025年12月1日から2026年5月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、２０２５年１２月１日から２０２６年５月３１日までの第１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等に於いて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

株式会社インテリックスホールディングス 監査役会

常勤監査役 鶴田豊彦 ⑩

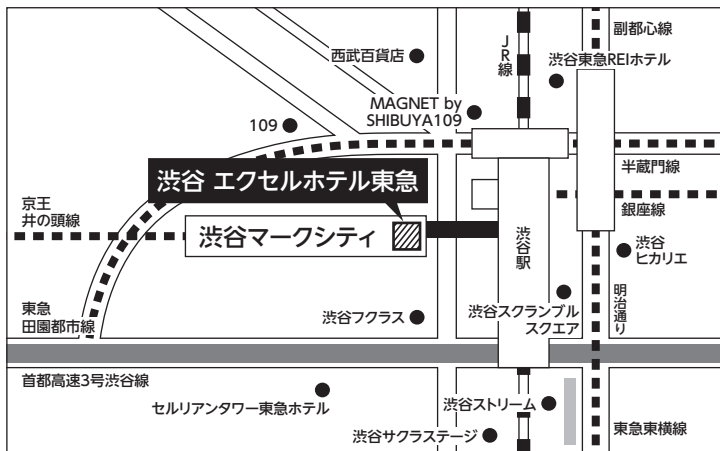
監査役(社外監査役) 北村章 ⑩

監査役(社外監査役) 矢田堀浩明 ⑩

以上

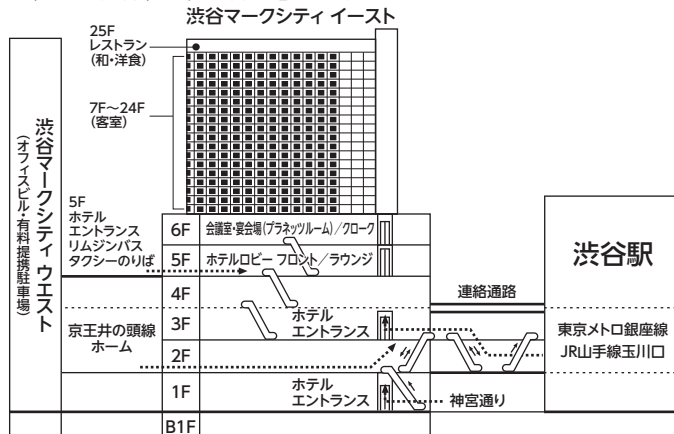
株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目12番 2 号
 渋谷エクセルホテル東急 6 階 プラネッツルーム
 T E L：03-5457-0109



交通のご案内

- J R（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王（井の頭線）「渋谷駅」上部



- 1 階又は 3 階からエクセルホテル専用エレベーターにて 6 階にお越しく下さい。